

令和6年2月16日
横浜市環境創造局環境管理課

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 に係る意見公募要領

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（以下「省エネ法施行令」という。）の改正に伴い、横浜市生活環境保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第89条第1項第1号の改正を行います。

また、地球温暖化対策事業者が作成する地球温暖化対策計画の計画期間をそろえるために規則第89条第3項の改正を行います。

つきましては、これらの内容について広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月18日（月）まで

2 意見提出方法

次のいずれかの方法によりご提出願います。

(1) 郵送の場合

郵便番号：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市環境創造局環境管理課

(2) F A Xの場合

F A X番号：045-681-2790 横浜市環境創造局環境管理課

(3) 御持参いただく場合

持参先：市庁舎27階（中区本町6丁目50番地の10）横浜市環境創造局環境管理課

(4) 電子メールの場合

メールアドレス：ks-kankyokanri@city.yokohama.jp

3 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について（改正概要）」を公表しています。環境管理課ホームページからダウンロードしていただけるほか、環境管理課、市庁舎3階市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

【環境管理課ホームページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/20240216ikenkoubo.html>

4 注意事項

- (1) いただいたご意見とそれに対する考え方は、後日ホームページ等で公表します。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいた御意見や情報につきましては、本件の目的以外には使用しません。

5 お問い合わせ先

横浜市環境創造局環境保全部環境管理課

電話：045-671-4103

FAX：045-681-2790